

外国証券情報

ティッカー TWTR

社内コード: A7920
更新日: 2022/4/28

1. 発行者情報

- (1)発行者の名称 Twitter, Inc.
ツイッター
- (2)発行者の本店所在地 1355 Market Street, Suite 900, San Francisco, California 94103, USA
- (3)発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年 準拠法: デラウェア州法
法的地位: 株式会社
設立年: 2007年
- (4)決算期 12月 (2021/1/1~2021/12/31)
- (5)発行済株式数 799.4 百万株
- (6)事業の内容 「ツイート」と称される短文や画像・動画を投稿することができるグローバル・プラットフォームの運営を手がける。

(7)経理の概要

(百万USD)

	2021	2020
総資産額	14,059.5	13,379.1
負債額	6,752.3	5,409
株主資本額	7,307.2	7,970.1
売上高	5,077.5	3,716.3
当期純利益	-221.4	-1,135.6

URL備考参照

2. 証券情報

- (1)株式の種類及び名称 普通株式
- (2)発行地及び上場している外国の金融商品取引所
発行地: 米国
上場取引所: ニューヨーク証券取引所

(4)業績推移

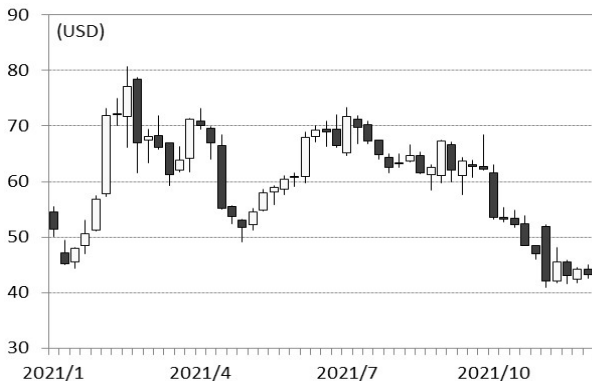
(百万USD)

	2021	2020
イ.売上高	5,077.5	3,716.3
ロ.当期純利益	-221.4	-1,135.6
ハ.株主資本額	7,307.2	7,970.1

(3)株価の推移

期間: 2021/1/1~2021/12/31
高値: 80.750 (USD)
安値: 41.010 (USD)

<週足チャート>



■備考

(5)株式1株当たりの情報

(USD)

	2021	2020
イ.1株当たり 当期純利益	-0.28	-1.44
ロ.1株当たり配当額	希薄化後 -0.28	希薄化後 -1.44

決算期	詳細
2021	0
2020	0

<通貨単位> USD:米ドル

<会計基準> 米国会計基準

経理の概要URL

<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1418091/000141809122000029/twtr-20211231.htm>

《ご留意いただきたい事項》

- (注1) 当該証券（国内取引所上場銘柄及び国内非上場公募銘柄等を除く）については我が国の金融商品取引法に基づいた発行者開示は行われておりません。
- (注2) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (注3) 株価の下落や発行者の経営・財務状況の変化、及びそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。さらに為替相場の変動により、損失を被ることがあります。
- (注4) 本資料は年次報告書などに基づいて作成するため、記載された決算期が直近に終了した決算期より古い場合や、年次報告書などがリリースされた後の決算数字修正や直近の株式分割等を反映していない場合がありますので、ご了承ください。
- (注5) 株価の推移は、特に注記のない限り、原則として会計年度の期間を対象としています。

作成日:2022/4/27

3.投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実(※)

＜ティッカー＞ TWTR

＜会社名＞ Twitter, Inc.

ツイッター

＜社内コード＞ A7920

＜証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項に該当する事実＞

重要事実：被買収

（1）内容

ツイッターは2022年4月25日、イーロン・マスク氏が全額出資する事業体（XホールディングスI）が同社を総額約440億米ドルで買収する計画について、同社の取締役会がこれを承認したことを発表した。

公表資料によると、ツイッターの発行済み普通株式は1株につき54.20米ドルを受け取る権利に交換される。買収手続き完了後、ツイッターは非公開企業になる。

ツイッターの株主や規制当局からの承認を得ることなど、慣習的な完了条件を満たすことを条件として、2022年中に買収手続きが完了する見込みである。

●参考資料

（2022年4月25日付公告から）

<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1418091/000119312522120461/d310843d8k.htm>

<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1418091/000119312522117720/d319190dex991.htm>

(※)本書面は、金融商品取引法第27条の32の2第2項および証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項が定める「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実」をお知らせするものです。